

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【公開番号】特開2013-193558(P2013-193558A)

【公開日】平成25年9月30日(2013.9.30)

【年通号数】公開・登録公報2013-053

【出願番号】特願2012-62350(P2012-62350)

【国際特許分類】

B 6 0 R 11/02 (2006.01)

【F I】

B 6 0 R 11/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月12日(2015.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フロントガラスに予め取り付けられたブラケット(3)と、
このブラケットに固定される車載カメラ本体(5)と、
前記ブラケットに設けられ、前記車載カメラ本体を引っ掛ける引掛部(33)と、
前記引掛部により前記ブラケットに引っ掛けられた前記車載カメラ本体を、
前記ブラケットの被押付部(31)又は前記引掛部に押し付けて前記ブラケットに対し
て固定する押付手段(34)とを備え、前記被押付部には、係合孔(31a)が形成され
、前記車載カメラ本体には、前記被押付部に当接する部分に、前記押付手段に押し付けら
れたときに前記係合孔に嵌挿される係合突起(51a)が形成されていることを特徴とする
車載カメラ(1)。

【請求項2】

請求項1に記載の車載カメラにおいて、

前記車載カメラ本体には、

前記引掛部に引っ掛けられる被引掛部(52a)が設けられていることを特徴とする車
載カメラ。

【請求項3】

請求項1, 2のいずれか1項に記載の車載カメラにおいて、

前記押付手段は、前記車載カメラ本体を前記被押付部又は前記引掛部に押し付ける方向
に付勢する付勢手段(34)であることを特徴とする車載カメラ。

【請求項4】

請求項1~3のいずれかに記載の車載カメラにおいて、

前記引掛部は鉤状に形成されていることを特徴とする車載カメラ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

従って、本発明の車載カメラでは、車載カメラ本体をフロントガラスに確実に固定する

ことができる。

また、被押付部に係合孔（31a）を形成し、車載カメラ本体には、被押付部に当接する部分に、この係合孔に嵌挿される係合突起（51a）を形成してもよい。

このようにすると、車載カメラ本体がブラケットの被押付部に押し付けられたとき、車載カメラ本体は引掛け部に引っ掛けられるとともに係合部が係合孔に嵌挿されるので、車載カメラ本体をブラケットに確実に固定することができる。

尚、請求項2に記載したように、車載カメラ本体に、引掛け部に引っ掛けられる被引掛け部（52a）を設け、この被引掛け部を引掛け部に引っ掛けることにより、車載カメラ本体をブラケットに引っ掛けるようにしてもよいし、車載カメラ本体の全体を被引掛け部に引っ掛けようにもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

付勢手段としては、バネ（板バネ、鶴巻バネ等）やゴムを用いてもよいが、これらに限られない。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

尚、引掛け部はどのような形状に形成されていてもよいが、シンプルな構造とするため、請求項4に記載したように、鈎状に形成されているとよい。

因みに、上記各手段等の括弧内の符号は、後述する実施形態に記載の具体的手段等との対応関係を示す一例であり、本発明は上記各手段等の括弧内の符号に示された具体的手段等に限定されるものではない。